

議案第 42 号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償  
に関する条例の一部改正について

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条  
例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年2月25日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条  
例（令和元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「報酬」を「報酬等の特例」に改め、同条中「パートタイム会計年度任  
用職員」の次に「(次項において「外国語指導助手」という。)」を加え、「280,000円」を「335,000  
円」に、「330,000円」を「360,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、外国語指導助手の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償  
については、その職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。